

品川区区政運営会議の設置および運営に関する規則

(設置)

第1条 区政運営の最高方針および重要施策の基本方針の審議、各部門相互の総合調整、業績評価等を行い、区政の総合的かつ効率的な推進を図るため区政運営会議を置く。

(構成)

第2条 区政運営会議は、区長主宰のもとに、副区長、教育長、企画経営部長、区長室長ならびに事案を所管する部局（品川区会計事務規則（昭和39年品川区規則第5号）第2条第1号に規定する部をいう。以下同じ。）の長および担当部長をもって構成する。

2 企画経営部の課長および担当課長ならびに区長室総務課長は、幹事として区政運営会議に出席し、前項に掲げる者を補佐する。

3 前2項に規定する者のほか、区長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を区政運営会議に出席させることができる。

(付議事案)

第3条 区政運営会議に付議する事案は、審議事項および報告事項とする。

2 審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 区政運営の最高方針に関する事項
- (2) 重要施策の基本方針に関する事項
- (3) 各部相互の総合調整および業績評価に関する事項
- (4) 区の制度または行政機関等に重要な影響を与える事項
- (5) 区の重要な計画に関する事項
- (6) 予算編成方針に関する事項
- (7) その他区長が特に必要と認める事項

3 報告事項は、次のとおりとする。

- (1) 区政に重要な関連を有する国政および都政の動向に関する事項
- (2) 東京都主催の会議、特別区長会、特別区相互間の会議等で協議された事案で、区政運営に重要な影響を及ぼすもの
- (3) 議案および議会報告案件のうち特に重要な事項
- (4) 重要な事務事業の執行に関する事項

(5) その他区長が特に必要と認める事項

(付議手続)

第4条 部局の長は、所管事項のうち区政運営会議に付議すべき事案があるときは、企画経営部長に付議要求するものとする。

2 企画経営部長は、区政運営会議に付議すべき事案があると認めるときは、事案を所管する部局の長に協議し、付議要求するよう求めることができる。

3 第1項の付議要求には、その要旨および資料を添えて、別に企画経営部長が定める期日までに企画経営部長に送付するものとする。ただし、緊急を要するものについては、この限りでない。

4 企画経営部長は、区政運営会議の効率的な運営を図るため、必要と認める場合は、事前に協議または調整を行うための場を設けることができる。

(開催)

第5条 区政運営会議は、必要の都度開催するものとする。

(会議の記録)

第6条 企画経営部企画課長は、区政運営会議の会議記録要旨を作成し、保存しなければならない。

(庶務)

第7条 区政運営会議の庶務は、企画経営部企画課において処理する。

付 則

(施行期日)

1 この規則は公布の日から施行する。

(品川区経営会議および政策推進会議の設置および運営に関する規則の廃止)

2 品川区経営会議および政策推進会議の設置および運営に関する規則（平成13年品川区規則第10号）は、廃止する。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。